

通園補助手続きの流れ

利用開始日の1～2週間前まで

【保護者】・・・申請書（様式第1号）を提出

※提出先 役場学校教育課もしくは幼稚園

【学校教育課】・・・決定通知書を送付

決定通知書受領後

【保護者】・・・回数券購入

【購入場所】新宮町の野620番地1

新宮タクシー（株）コミュニティバス事業部

Tel 092-962-9955

駐車場が事業所敷地内に2～3台あり

【購入可能時間】平日、土日祝ともに8:00～20:00

【注意事項】・回数券は決定通知後に購入してください。

・購入場所は、コミュニティバス事業部に限ります。

事業所で発行される領収書を大切に保管してください。

実績報告時に必要です。（園児1人年額36,000円補助上限）

・未使用分の回数券の返金について、11枚綴りの回数券を1枚でも使用している場合は対応できませんので、御注意ください。そのため、回数券をお求めになられる際は、計画的に購入していただきますようお願いいたします。

3月1日から3月31日まで 【保護者】・・・実績報告書（様式第3号）を提出

※様式は2月中に送付します。

4月上旬 【学校教育課】・・・確定通知書を送付

4月中旬 【保護者】・・・請求書（様式第5号）を提出

※様式は確定通知書を送付する際に同封します。

4月下旬 【学校教育課】・・・補助金の交付

